

「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、

特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する規定の整備
運転免許等に関する手数料の標準の見直し

等を内容とする「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案」等について検討しています。

その内容は別紙1から別紙3までのとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は次のとおりです。

意見提出先	インターネット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (menkyoka@npa.go.jp) 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵送	<p>〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局運転免許課法令係 パブリックコメント担当</p>
意見提出期間	<p>令和6年9月13日（金）から 令和6年10月12日（土）までの間（必着）</p>	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知おきください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。
- 5 別紙1から別紙3の改正内容のどの部分についての御意見かが分かるよう、数字、記号等をお示しの上、御意見を提出してください。

例：「別紙1の3(1)ア(ア)についての意見...。」

凡 例

- 改 正 法： 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）をいう。
新 法： 改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- 改 正 令： 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案をいう。
新 令： 改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- 府 令： 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
新 府 令： 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案による改正後の府令をいう。
- 改 正 規 則： 道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案をいう。
- 指定講習機関規則： 指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）をいう。
- 技能検定員審査等規則： 技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）をいう。
- 講 習 規 則： 運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）をいう。
- 認 定 教 育 規 則： 運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）をいう。
- 特例教習所指定規則： 大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第4号）をいう。

参 考

別紙 1 から別紙 3 までのほかに、それぞれの命令案について、新旧対照表等を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令及び国家公安委員会規則の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。これに伴い、今回公表している内閣府令案及び国家公安委員会規則案の新旧対照表には、従来の新旧対照表（改正案欄と現行欄の相違点を一重傍線のみで表現）とは異なる新たな表記があります。

新たな表記の主なものとその意味は次のとおりです。

【二重傍線】

- 1 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分（注）に二重傍線を付しており、その標記部分が同一の場合
改正前欄に掲げる二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を改正後欄に掲げる対象規定に全部改正する。
- 2 改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる標記部分に二重傍線を付しており、その標記部分が異なる場合
改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動する。
- 3 改正前欄に掲げる対象規定に対応するものを改正後欄に掲げていない場合
対象規定を削る。
- 4 改正後欄に掲げる対象規定に対応するものを改正前欄に掲げていない場合
対象規定を加える。

（注）標記部分とは、章、条、項、号、号の細分等の一まとまりの規定の冒頭の「第 章」、「第 条」、「1」、「一」、「イ」等の部分をいう。

【破線】

改正前欄の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄の破線で囲んだ部分のように改める。

1 命令等の題名

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案

2 根拠となる法令の条項

新法第95条の6第1項、第97条の2第1項第3号、第101条の3第1項ただし書、第101条の4第3項、第105条の2第1項、第2項及び第4項、第108条第1項、第112条第1項並びに第113条の4、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第115条の16第3項、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第10条第1号、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項並びに改正法附則第9条

3 改正の概要

(1) 道路交通法施行令関係

ア 特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する規定の整備

(ア) 特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務のうち、都道府県公安委員会が内閣府令で定める法人に委託することができないものとして、免許情報記録の更新に係る適性検査の結果の判定及び免許情報記録の更新の拒否を定める（新令第40条の3関係）。

(イ) 任意の申請に基づく免許証の交付に際して徴収する免許証交付手数料、特定免許情報の個人番号カードへの記録等に際して徴収する特定免許情報記録手数料及び免許情報記録の更新等に際して徴収する免許証等更新手数料等について、その標準を定める（新令第43条関係）。

(ウ) 国家公安委員会の権限に属する特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務のうち、警察庁長官にその権限が委任されるものとして、戸籍電子証明書又は特定署名用電子証明書記録情報の提供を受けるための措置の処理及び免許に関する事務の適正を図るための都道府県公安委員会への通報を定める（新令第43条の2関係）。

(I) その他所要の規定を整備する。

イ 運転免許等に関する手数料の標準の見直し

地方分権推進計画（平成10年5月閣議決定）において、「法令において定める手数料の金額の標準については、経済情勢等に鑑み適切なものとなるよう原則として3年ごとにその金額について見直すこととする」とされていることを踏まえ、運転免許等に関する手数料の標準について、オンライン講習の導入や昨今の物価変動等を考慮の上、所要の見直しを行い別表のとおり改める（新令第43条関係）。

(2) 自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）関係

防衛出動命令等を受けた隊員が受けている運転免許に係る免許情報記録の有効期間及び当該免許情報記録の有効期間の更新に関する特例を定める（改正令による改

正後の自衛隊法施行令第160条関係)。

- (3) 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令(平成15年政令第27号)関係

特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する事務のうち、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものを定める(改正令による改正後の情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令別表関係)。

- (4) 個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)関係

個人識別符号に免許情報記録の番号を加える(改正令による改正後の個人情報の保護に関する法律施行令第1条関係)。

- (5) 経過措置

改正法の施行に関し、所要の経過措置を設ける。

4 施行期日

施行期日を、改正法の施行の日(令和7年3月24日)とする。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

新法第45条の2第1項及び第5項、第58条第4項、第59条第5項、第89条第1項及び第3項、第91条の2第4項、第94条第3項（同法第95条の5第2項において読み替えて適用する場合を含む。）第95条の2第2項第5号、第3項第2号及び第12項、第95条の5第3項第1号及び第2号並びに第4項第1号及び第2号、第100条の2第5項、第101条第1項、第6項後段及び第8項、第101条の2第1項及び第6項、第101条の2の2第8項、第101条の4第2項、第101条の4の2第5項、第101条の7第4項、第103条第3項（同法第104条の2の3第5項及び第8項において準用する場合を含む。）第103条の2第4項、第104条の2の2第3項、第104条の2の4第3項、第104条の3第1項、第2項及び第3項（同法第107条の5第11項において準用する場合を含む。）第104条の4第5項、第105条の2第5項、第106条、第106条の3第6項、第107条の7第2項及び第4項、第108条の2第1項、第109条、第114条の6並びに第114条の7

3 改正の概要

(1) 特定免許情報の個人番号カードへの記録等に関する規定の整備

ア 特定免許情報の記録の申請、免許証の返納、免許情報記録の抹消及び免許証の交付の申請の手続を定める（新府令第21条、第21条の2、第21条の5、第21条の6、第21条の8、第21条の9、第21条の10、第29条の2の3の2及び第31条の4の2関係）。

イ 免許情報記録個人番号カードのみを有する者が、本籍並びに住所、氏名及び生年月日の変更について、都道府県公安委員会への届出を要しないこととされるための措置を定める（新府令第21条の13及び第21条の14関係）。

ウ 運転経歴情報記録個人番号カードの記録事項、運転経歴情報の記録等の申請の手続、運転経歴情報記録個人番号カードのみを有する者の住所、氏名及び生年月日の変更に係る都道府県公安委員会への届出、当該届出を要しないこととされるための措置等の運転経歴情報の記録等について必要な事項を定める（新府令第30条の8、第30条の10、第30条の13、第30条の14、第30条の15及び第30条の16関係）。

エ その他所要の規定を整備する。

(2) その他

ア オンライン講習の実施のために必要な事項を定める（新府令第38条第11項関係）。

イ その他所要の規定を整備する。

4 施行期日等

(1) 施行期日を、改正法の施行の日（令和7年3月24日）とする。

(2) 所要の経過措置を設ける。

1 命令等の題名

道路交通法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案

2 根拠となる法令の条項

新法第99条の2第4項第1号イ、第99条の3第4項第1号イ、第108条の12及び第108条の32の2第6項、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第20条第1項、新令第32条の7第2号、第32条の8第2号、第34条第2項、第4項、第5項、第7項、第8項及び第10項並びに第43条第1項、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）第2条第1項ただし書及び第16条第1項並びに新府令第38条第11項第1号及び第3号

3 改正の概要

(1) 指定講習機関規則関係

初心運転者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関が備える帳簿の記載事項について、それぞれの講習を修了した者が免許情報記録個人番号カードを有する場合には、当該者が有する運転免許証の番号に代えて、当該者が有する免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の番号を記載することができることを定める（改正規則による改正後の指定講習機関規則第12条第1項第2号関係）。

(2) 技能検定員審査等規則関係

免許情報記録個人番号カードを有する者が、技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする際には、運転免許証に代えて、免許情報記録個人番号カードを提示することができること等を定める（改正規則による改正後の技能検定員審査等規則第3条第1項、第11条第1項及び別記様式第1号関係）。

(3) 講習規則関係

オンライン講習の実施に係る基準を定めるとともに、違反運転者等に該当する者のうち、当該者の支払う更新時講習手数料の標準が一般運転者が支払う額と同額となるものを、一般運転者に対する更新時講習と同等の講習の受講を希望する旨の申出をした者とする等と定める（改正規則による改正後の講習規則第5条及び第8条第1項関係）。

(4) 認定教育規則関係

免許情報記録個人番号カードを有する者が、運転免許取得者等教育の認定の申請をする際には、運転免許証の写しに代えて、自身が運転免許を受けていることを証するに足りる書面（電磁的記録で作成されているものを含む。）を申請書に添付することができることを定める（改正規則による改正後の認定教育規則第5条第2項第3号イ関係）。

(5) 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成14年国家公安委員会規則第11号）関係

自動車運転代行業者が備える帳簿又は書類の記載事項について、運転代行業務従事者が免許情報記録個人番号カードを有する場合には、その者が有する運転免許証の番号及び有効期間の末日に代えて、当該免許情報記録個人番号カードに記録された免許情報記録の番号及び有効期間の末日を記載することができることを定める(改正規則による改正後の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)第14条第1号口関係)。

(6) 特例教習課程指定規則関係

届出自動車教習所を設置し、又は管理する者が、特例教習の課程の指定を受けようとする際には、指定を受けようとする課程に係る教習に従事する職員が交付を受けた運転免許証の写しに代えて、当該者が運転免許を受けていることを証するに足りる書面(電磁的記録で作成されているものを含む。)を申請書に添付することができること等を定める(改正規則による改正後の特例教習課程指定規則第2条第2項第2号及び第6条第1項第1号関係)。

(7) その他所要の規定を整備することとする。

4 施行期日等

- (1) 施行期日を、改正法の施行の日(令和7年3月24日)とする。
- (2) 所要の経過措置を設ける。